

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：港湾局】

機関名称	東京都港湾審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	地方自治法第138条の4第3項、港湾法第35条の2
設置年月日	昭和28年3月31日
機関の目的 ・所掌内容	①都の管理する港湾の開発、利用、保全及び管理運営に関する重要な事項の調査審議 ②東京都海上公園条例に規定する海上公園に関する事項の調査審議
委員数	37人 (うち、女性委員数 6人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	
備考	
HPのURL	http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/jigyo/shingikai/
問い合わせ先	港湾局総務部企画計理課 電話番号：03-5320-5514 FAX番号：03-5388-1575